

(仮称) 田原中山風力発電事業に係る環境影響評価準備書についての
公聴会の状況

日 時：令和 8 年 8 月 22 日（土）
午後 1 時から午後 1 時 20 分まで
場 所：田原市中山市民館
（田原市中山町神明前 146－1）
公述人：1 名

公述人が述べた意見の要旨

○ 公述人（1 人目）

最初に、今日の内容とは直接関係ないかもしれませんが、一言述べさせていただきます。この公聴会は、環境影響評価準備書についての見解を公述することになっております。ただし、これは既に意見書が公募されておりまして、私たちも意見書を出しております。本来だったら、それに対して事業者に回答していただいて、更に問題や疑問があるときに公聴会で発言するのが私はいいいのではないかと思います。愛知県の条例がそうになっていないことは重々承知ですけれども。ですから、今日の公述は、提出した意見書の内容の繰り返しになってしまうということを御承知おきいただければと思います。

意見の内容ですが、第一に環境大臣、知事意見を見無視しているということです。配慮書に対して事業計画の大幅な見直しということを環境大臣が言っておりますし、愛知県知事も事業計画の再検討という意見を出しておりますけれども、そういうものが無視された方法書は認めるわけにはいきませんし、それに基づく準備書というの、本来はあってはならない話だと思います。大幅な見直しが現実にはされないまま、準備書が作られてきているということがあります。具体的な内容は時間ありませんので言いませんけれども、複数の風力発電所が稼働中で累積的な影響ということが非常に大きな課題になってくるんですけれども、そうした問題についての予測評価が極めて不十分だということ。愛知県知事は、動物、植物及び生態系の重大な影響が懸念されることから、事業計画を再検討することが必要だと言っておりますけれども、その辺も非常に不十分です。保安林の一部に風車を建てることにもなっております。6 基を 5 基に減らした。これだけです。これではやっぱり大幅な見直しとはとても言えることではなく、この事業は認めるわけにはいかないと私たちは思っております。

それから、事業計画の不明確性ですけど、先ほど言いました累積的影響の把握が非常に不十分だということ。トヨタとか、いろんなところから、この地域に風力発電所ができております。その累積的影響があるということ。このことについて、見直しが必要とされるという環境大臣の意見は実質的には計画の拒否と受け止める

のが普通だと思うんです。それを6基を5基に減らして、それは6基を計画した時の発電機が既に作られなくなって、もうちょっと大型のものを作るということで5基にしたんです。だから総発電量は逆に増えるんです。そのような計画はやっぱり認めるわけにはいかないというのが2つ目です。

それから、前から言われているんですけど、この環境影響評価図書の内容はインターネットでは公開されますけれども、期限が過ぎると見えなくなってしまう。ダウンロードもできない。印刷もできない。こういうことでは、この準備書や評価書で約束したことが実際に守られたのか、守られていないのかを後で検証することが、もうほぼ不可能になってしまいます。しょうがないから、私たちは全てのページを写真で記録するというようなことをせざるを得ない。何百ページ、千ページを超えるものについて、そういうことをせざるを得ないということです。ほかのアセスは全部、縦覧期間が過ぎてもちやんとインターネットで見られるようになっているし、ダウンロードも印刷もできるようになっている。そういうことが全然できないということは、非常に大きな問題だと思います。

それから、バードストライクについての調査も非常に不十分だと思います。既設の渥美風力発電所7基、渥美グリーンパワー渥美風力発電所4基、伊良湖風力発電所1基、中部電力のあつみ風力発電所2基、こういったものを更にここに5基作るわけですから、その累積的影響。この辺は鳥がたくさん来るところで、渡りとか、いろんな問題がある。そういうところにこれ以上風力発電所を作っていいのかっていうのが一つの大きな課題になってくると思っております。

しかも一部保安林を潰す計画です。保安林というのは砂防のためにもあるわけです。それを潰すような内容、保安林であることを知らなかったみたいなことが書いてありますけど、そんなアセスはありえないわけです。そんなことは絶対にあってはならないと思っております。

保安林の中に風力発電機の設置が計画されている。これも非常に大きな問題だと。環境を守るために保安林が指定されているわけですから、それを伐採して風力発電所を作るなんていうのはもってのほかです。

田原市にはたくさん風力発電所ができたので、ガイドラインができております。このガイドラインが本当に守れるのかということが非常に大きな問題です。ガイドラインだから、別に法律じゃないから無視してもいい。そんな問題ではないわけです。距離についても正確な記述が必要だと考えております。

それから、対象事業の目的・内容の問題として、増設予定の変電施設と送電線の位置。風力発電機だけアセスをしているんですけども、送電線や変電施設も必要になってきます。そういうものを含めたトータルの事業だと思うんですけども、確定した内容として準備書では記載されておりません。環境影響評価の対象とすべき。これはやっぱり愛知県もしっかりとこのことを意見として出していただく必要があると思います。

それから、風力発電機の定格回転数、カットイン・アウトの風速。何メートル以下だったら回らない。何メートル以上だったら止める。こういうことをきちんと明確にすべきです。非常に巨大な風車です。先端の羽根の速度はものすごいスピードになります。だから、きちんとこのことは記載すべきだと思います。そして、騒音、低周波音が発生する総時間についてもきちんと記載すべき。こういうものが明らかになると、それが要素として明らかになってくるわけです。

耐震性や安全対策がきちんとなされているかどうか。こちら辺は台風の際に非常に強風が吹くわけです。それから、地震も起こる可能性が指摘されております。今まで台風や地震等で、全国各地で羽根が折れたとか、鉄塔が倒れたというようなことが起きているわけです。そういったものを踏まえたきちんとした基準がされているか。設計基準は電気事業法の下でやられているからいい。そんな問題ではないと思います。

それから、工事方法についてです。いろんな物を運び込む必要があります。それをどういうルートでどのように運ぶのか、どういう時間帯に運ぶのかによって、非常に大きな問題が道路沿線の住民に関わるわけですから、そういったものについてもきちんと記載すべきです。

工事中の排水は約 10 立方メートルの沈砂池だけ。これで本当に大丈夫なのかということについてもきちんと記載すべきだと思います。

それから、調査方法ですが、騒音の基準、低周波音について、全国でもいろんな問題が起きておりますので、そういったものをきちんと調査して、それを踏まえてどういう対策をするかということもきちんと記載すべきだと思います。環境省のマニュアルや指針を守っているからいいという問題ではないと思います。

地下水の水質について、定期的なモニタリング調査が必要だと思いますけれども、これについては、定期的なモニタリングをする必要はないというような内容になっているということも、非常に大きな問題として指摘せざるを得ません。

それから、先ほどもちょっと言いましたけど、沿道の騒音環境基準ですね。幹線交通を担う道路とはどの道路かということで、この辺、先ほど来る時に走ってまいりましたけども、まあ幹線道路といえば幹線道路ですし、定義からすれば幹線道路でない道路も使われる可能性がある。そこを一律に環境基準として幹線道路の基準を当てはめていいのかということも非常に大きな問題として指摘せざるを得ません。

それから、動物。特に鳥類の調査予測が非常に曖昧だということです。

それから、コウモリ。飛ぶものは鳥だけではなくて、コウモリも飛ぶんですよ。コウモリもバードストライクじゃなくて、バットストライクっていうのが起こるわけですから、そういうものについてもきちんと、データを既存のものから出す必要があるだろうということだけ指摘しておきます。

あとは、可能な限り排出ガス対策型、低騒音型という。可能な限りって非常に曖昧ですね。全て低騒音型、低排気型にすべきだと思っております。

それから、項目の水の濁りが不足しているという問題。

それから、建設機械の振動の問題も非常に大きな問題だと思っております。特に西側境界の建設工事の騒音っていうのは問題になってくるんじゃないかと思っております。

それから、低周波音の評価でも最新の環境省の評価指針を用いるべきだと思っております。

風車の影響についても、ちらつきとか、そういう問題が出てきますので。

それから、景観の問題もありますので、無視できないと思っております。

ちょっと早口でしゃべりましたけれども、以上で私の公述を終わらせていただきます。